

「立地の適正化に関する基本方針」「都市機能誘導区域と誘導施設」
および「居住誘導区域」のたたき台作成における基本的な考え方について

1 立地の適正化に関する基本方針

人口減少・少子高齢化を背景に、秋田市総合計画および秋田市総合都市計画に位置づけた多核集約型のコンパクトな市街地形成を基本に、そこで想定される具体の都市構造（骨格）パターンとともに、各拠点地区の特性を踏まえて、立地の適正化に関する基本方針を設定する。

ア 秋田市総合計画および秋田市総合都市計画の位置づけ

- ・市街地の拡大を抑制しつつ、都心・中心市街地と6つの地域中心を核にしたコンパクトな市街地の形成

イ 具体の都市構造（骨格）パターン

- ・現況都市構造維持型
- ・都心・中心市街地および秋田新都市強化型
- ・都心・中心市街地強化型

ウ 各拠点地区の特性

- ・都心・中心市街地（中心市街地を含む秋田駅から山王地区）の特性
- ・6つの地域中心（東部：秋田駅東地区、西部：新屋地区、南部：秋田新都市地区、北部：土崎地区、河辺：和田地区、雄和：妙法地区）の特性

2 都市機能誘導区域と誘導施設

(1) 都市機能誘導区域

将来の人口の状況、土地利用の状況、公共交通の状況、生活サービス施設の立地状況、災害ハザードなどの観点から、現状において生活サービス施設（都市機能）が集積しているエリア又は将来において都市機能の集積が見込まれるエリアを検討する。

ア 将来の人口の状況

- ・人口の推移、予測
- ・人口密度、高齢化率の分布状況

イ 生活サービス施設（都市機能）の立地状況

- ・医療、福祉、子育て支援施設、商業等の生活サービス施設の立地状況

ウ 土地利用の状況

- ・用途地域における商業地域、近隣商業地域、準工業地域の区域
- ・道路・公園等の都市基盤施設の整備状況

エ 公共交通の状況

- ・鉄道駅の立地状況（鉄道駅から概ね 800m）
- ・バス停の位置や運行状況（ピーク時片側 1 時間あたり 3 本以上のバス停）

オ 災害ハザード

- ・災害の危険性を含む区域の居住状況

(2) 誘導施設

上記の都市機能誘導区域の考え方とともに、医療、福祉、子育て、商業など、市民生活に必要なサービス施設を基本に、それらの需要見通しや平成 28 年度に実施した都市構造の分析結果、さらには、本年度に実施する市民アンケートや事業者ヒアリング等の結果を踏まえて設定する。

3 居住誘導区域

居住誘導区域は、あくまでも都市機能誘導区域内の生活サービス施設等の機能の維持・拡充のために居住を推進する区域として設定することとし、その設定にあたっては、都市機能誘導区域との位置的な関係のほか、それを支える人口等の観点から、将来の人口の状況、土地利用の状況、公共交通の状況、災害ハザードなどを踏まえて検討する。

ア 将来の人口の状況

- ・人口の推移、予測
- ・人口密度、高齢化率の分布状況（区域設定における人口密度の概ねの目安は一定の生活サービス施設が立地するとされる 40 人/ha）
- ・都市機能施設と圏域人口

イ 土地利用の状況

- ・用途地域における住居系用途地域のほか、商業地域、近隣商業地域、準工業地域の区域
- ・道路・公園等の都市基盤施設の整備状況
- ・土地区画整理事業区域等により、現在又は将来的に都市基盤が整い居住が見込まれる区域

ウ 公共交通の状況

- ・地域中心に利便性の良い公共交通でアクセスできる区域（区域設定における概ねの目安は鉄道駅から概ね半径 800m、ピーク時片側 1 時間あたり 3 本以上のバス停から概ね半径 300m）

エ 災害ハザード

- ・災害の危険性を含む区域の居住状況